

『住吉大社神代記』の成立と内容

三浦 佑之

一 成立及び研究史

一般に『住吉(大社)神代記』と呼ばれる書物は、その巻頭部分に「座撰津職住吉大社司解 申言上神代記事」と記された解文であり、今も住吉大社に神宝として秘蔵されている。それは、全体七一九行に及ぶ卷子一本で、末尾に記された奏上の日附は「天平三年七月五日」となっており、それを成したのは住吉大社神主である津守宿禰嶋麿と同じく津守宿禰客人である。解文は四通作成され「進官一通。社納一通。氏納一門一通。二門一通。後胤各秘蔵。妄不可三伝見」。努力……とも記されている。これを信じれば、住吉大社に今も秘蔵されたこの書物は、とてつもなく由緒正しい天平三年に作成された原本そのものということになるのだが、現在まで、奈良朝の資料として記紀風土記などのように陽の目を見ることはほとんどなく、埋没してしまっている。それは、天平三年成立に大きな疑いがかけられているからである。

住吉大社に神代記が秘蔵されていることは既に中世から知られていたが、研究の対象になったのは明治以降のことである。最初にまとまった考察を加えたのは栗田寛「住吉神代記考証」(明治31年)

で、『日本書紀』引用部分を除いた神代記の詳細な注釈を試みた⁽¹⁾。そして明治四十年には原文の活字化(『神祇全書』三)もなされたが、研究は進展しなかったらしい。これらの本文は、明治十年以降に内務省の役人らによって書写された写本によったもので、住吉大社秘蔵の原本を直接見ることはできなかつたらしい(写本は内閣文庫などに数本存するが、いずれも明治年間のものだと言う)。

この書物の成立について正面から論究したのは武田祐吉「住吉大社神代記に就いて」(昭和7年)であった⁽²⁾。そこで武田は、「大明神」という語の存在、仲哀・神功という漢風諡号を用いる部分があること、歌を和歌と書く例の存在、難解の語法あること、上代特殊仮名遣の用法に誤りがあること、錯簡や誤字の多いこと、撰津職の判を請うた延暦八年八月二十七日という年紀に疑いがあること、以上の七点を指摘して天平三年成立に対する疑いを表明した。しかし一方で、「文体及び内容のきわめて古色に富めること」「天平時代に寺院の縁起等を上らした例あること」「原文は古文書としての様式を備えていること」の三点をあげて、「上代史ことに神祇史上有益な資料」であることに注目し、住吉大社に対して原本の写真版公刊などを促している。それに応えたのかどうか、住吉大社は昭和十一年

に原寸大の写真複製本を発行した(宮地直一の解説を附したそれは、僅か三十部の刊行だそうで、残念ながら実見していない)。

武田の発言以後も、本書に対する言及は国文学・歴史学ともになされなかったが、武田の提出した疑問点のうち特に、漢風諡号と仮名遣の違例については、今日まで天平三年撰への疑問の大きな理由になってきた。しかし一方、ある部分が大変に古い性格を持つという評価は、『住吉神代記』を考える上で重要な指摘だった。

『住吉神代記』研究において田中卓の果した業績は大きい。田中は昭和二十六年、住吉大社の協力を得て『住吉大社神代記』という四百頁近い著書を公刊した。⁽³⁾そこには、住吉大社秘蔵の原本を写真版(縮小)で複製し、訓釈篇で訓み下し文と注釈を施した。そして二七〇頁近くを費した研究篇で、天平三年の解文とみることの正しさを主張したのである。それは、生涯の一部をかけたと言ってよい程の精力的な仕事である。そのすべてを紹介することはとてもできないが、漢風諡号については、既に天平三年以前に仲哀・神功については漢風諡号がありえた可能性を探り、仮名遣についても、違例は一部であって多くは甲乙を正しく書分けていることを論証し、和歌は「和へ歌」の意味であること(この点については田中の反論が妥当と思われる)など、武田の提示した疑問の一つ一つについて詳細な反論を加えている。しかも、武田が指摘しなかった問題(「大和」という国名表記、従三位という神階をもつことなど八項目)を自らあげ、それにも論証を加えて疑問点を消してゆき、天平三年の解文であることを結論づけてゆく。この、疑問点を一つ一つ消去してゆく論述は推理小説風の面白さがあった、読んでいて飽きない。なお、訓釈についてはその後改訂を加え、原文の活字本文とともに『住吉大社

史』上巻(昭和38年)に収めている。⁽⁴⁾

田中卓の、この情熱的で執拗な努力は、しかし、今のところ報われたとは言えない。それどころか、天平三年説を決定的に否定する二人の研究者が昭和四十年代に登場する。その一人、国文学者の西宮一民は「仮名遣を通して見たる住吉大社神代記」という論文を発表し、とくに甲乙の問題から田中説を批判した。⁽⁵⁾書紀本文の「極めて意識的な改字」による甲乙の誤りは、その例が少ないとしても、「甲乙二類の音韻の区別のつかぬ人」の書いたもので、またア行のエとヤ行のエが混同されていることも指摘し、「上代特殊仮名遣の乱れといふより、後世的な書様としては当然と思はれる仮名遣である」として、この書物は「天曆時代へ九四七―九五六」を過ぎてから、長保時代へ九九九―一〇〇三以前に書かれたものであらう」とした。そして、内容面の検討や元慶三年(八七九)七月二十二日附の太政官符「応勘造住吉社神財帳三通事」(「類聚三代格」)などによって、全体の63%(この数字は少し多すぎるが)に及ぶ『日本書紀』の引用部分は新しいもので、その他の部分は「天平前後から後世までの新古の資料を含んでをり」、その成立は「後世」のものだと断じ、それが作られた契機は元慶三年の太政官符にみられる神主津守氏の失態による神主解職事件に対する、子孫の反省と自覚であったとするのである。現存文献による天曆―長保年間の成立という推定は多少の揺れを考慮すべきであろうが、その論証には説得力がある。

田中説への今一つの反論は、坂本太郎の「住吉大社神代記について」⁽⁶⁾である。坂本は、漢風諡号、諡と諱の混同、大和国の和の字、仮名遣、書風の五点から、天平三年成立あるいは奈良朝成立を否定

し、内容における『日本書紀』の「学術的な無計画な転載」、形式において天皇や朝廷の語の上が「平出または欠字」になっていない点、郡判職判の形式の不備などから、正式な解文ではないということも強調している。そして、その成立は、先の太政官符などからみて元慶年間以後であると考える。しかし、一部には古い資料も含まれており、「史料の価値の判断は、その場その場において行なうことが必要」と言う。

主要な論考を研究史風に粗述すれば以上の通りである。いずれも論旨は、天平三年成立の真偽に向けられており、そのことは西宮一民・坂本太郎によってほぼ決着がつけられたと見てよいだろう。住吉大社に秘藏される『住吉神代記』は、その天平三年七月五日の日附とは違って、平安朝、九世紀末から十世紀末頃に作られた書物であるとするのが穏当なようである。⁽⁷⁾とすれば、この書物は偽書である。しかし、天平三年とする点で偽書であるとしても、そこに書かれていることを平安期の造作だとすべきではなく、古くからの伝承を含む貴重な文献であることを、いずれの研究者も注意しているということは重要である。今後の研究は、主として、内容の分析・検討による本書独自の伝承に対する考察へと向かってゆくはずだし、それによって記紀風土記などに限られている古代説話文学研究は、その広がりをも可能にしてゆくと考えるはずである。

二 内容の検討(その一)

『住吉神代記』は神殿・祭神から記し始め「神財流代長財」へと続くが、中心は原文六三行目から三八三行目に及ぶ住吉大神誕生と大神顕現の活躍を伝える縁起、三八四行目から六九九行目にわたる

神領などの由来(本記・本縁)を記す部分である。この大きく二分できる記事の前半は『日本書紀』に多く依拠し、後半は他書に見られない独自の伝承が中心を占め、その性格も明瞭に違っている。

「右、大明神の顕く現れませるゆゑは、……」⁽⁸⁾と始まる住吉大神誕生譚は『日本書紀』神代巻によっている。しかも、「古昔、天地未だ割れず」から説き起こし、キ・ミ二神の誕生と婚い、国生み、黄泉国訪問、そして帰還後のイザナキの「破除」による住吉三神の誕生へを、書紀の本文や一書を繋ぎ合わせながら述べてゆく。それに続く住吉大神の活躍は、仲哀紀・神功紀に依るもので、例の、神功の神懸りと仲哀の死、新羅征討から皇子を連れての東征、忍熊王の反逆と討伐へを、住吉三神の神威を強調しつつ書紀の記述に従って延々と述べたてる。しかし、それは書紀を忠実に写したのではなく、省略を加えたり表現を改めたりしており、坂本太郎が指摘するように、「書紀」の記事を十分理解せず、機械的に抄出している⁽¹⁰⁾ことによる不備や誤りも目につく。しかし、それは坂本の言うような「学術的な無計画な転載」であるとは言いえないと思う。確かに住吉大神と直接関係しない記事が多く含まれるが、全体の流れは住吉大神を中心に据えたもので、稚拙であるとしても、書紀を抄出したり組変えたりしているのは、『住吉神代記』の編者の意識のなかに、書紀の記述を解釈し住吉大社の側の「縁起」としてそれを利用してゆくという積極的な意図があった、と考えるべきだと思う(その点からも天平三年の成立は早過ぎる)。

その意図が最も顕著なのは、三八三行目までの書紀の引用がほとんどを占める前半で、本書独自の伝承が収められている所である。しかも、その独自伝承(三一〇～三三三行目)は、書紀のひと続きの

記事を分断して挿入されているのである。それは、住吉三神を「大津の淳中倉の長峽」に海の守護神として祭祀する部分で、神功紀撰政元年二月条によれば、

……亦表簡男・中簡男・底簡男、三神誨之曰、吾和魂宜居大津淳中倉之長峽。便因看往來船、於是、随三神教以鎮坐焉。
則平得度海。……

とあるのだが、その部分を『住吉神代記』は次のように記述している（書紀引用部分は原文のまま記し、改変した文字に傍点を附す。また、挿入された独自の伝承は、訓み下し文で引用する）。

……亦表簡男・中簡男・底簡男、三軍神誨之曰、吾和魂宜居大御、大津淳中倉之長岡、峽国。便看護往來船。因、則ち手搓足尼を以て祭拜らしむ。難破の長柄に泊り賜ふ。胆駒山の嶺に登り座す時、甘南備山を寄さし奉る。大神、重宣りたまはく、「吾の住居はむと欲ふ地は淳中、涼の長岡の玉出の峽ぞ」と。時に皇后勅りたまはく、「誰人か此の地を知れるや」と。「今問はしめ賜ふ地は、手搓足尼の居住地なり」とまをす。……「足尼は土地の提供を申し出、神主となることを願う」……時に皇后、……「吾に代りて齋祀奉らしむるに、手搓足尼を神主となせ」と勅し賜ふ。仍、神主を奉ること已了へき。……「足尼の子孫に罪過あつても罰するなという大神の託宣と皇后の了承など」……亦、大神宣り賜はく、「吾、甘南備山等の榊黒木……海藻、此等の物を以て齋祀れ」と。随三神教以鎮祭焉。則平得度海……

長いので半分以上を省略したが、この伝承が書紀の記事を分断して挿入されなければならない理由はよくわかる。住吉大神の神主津守氏にとって、自らが齋く住吉三神の住吉への鎮坐を語る最も重要

な伝承なのであり、三神を祭ることになった始祖手搓足尼の祭祀起源譚であり、津守氏の絶対的な力（いかなる罪も問わない——これは元慶三年の太政官符と関係があるだろう）の根拠を示すものなのである。

手搓足尼は、神功紀撰政前紀（仲哀九年十二月）に、三神の荒魂を「津守連の祖田裳見宿禰」が大神の皇后への託宣に従って「穴門の山田邑」に祭ると出てくるが、簡略なもので、それも穴門（山口県）であつて本社たる住吉への鎮坐における津守氏祭祀の由来は、書紀に記さないのである。だから、どうしても神代記には、最も大切な住吉への鎮坐のいわれと津守氏の始祖手搓足尼の祭祀の由来を、独自の伝承によつて記さなければならなかつたのである。それは確かに、「津守氏が先祖に託し、神威を借り、一氏の安全を守ろうとして案出した物語」であつたかもしれないが、津守氏にとつて、それは正當な、いわれであつたわけだし、最も重要な点でもあつた。この記事のすべてが古来の伝承であつたかどうかは検討の余地があるが、鎮坐の際の手搓足尼の功績は、津守氏の住吉大社祭祀の始まりと共に語られていた古伝承であつただろうと考へなくてはならない。そしてまた、こうした独自伝承を、書紀のひと続きの記事を分断してまで挿入しているということからみて、単に、書紀の「無計画な転載」とする『住吉神代記』の編纂態度への決めつけは、厳しすぎる批判であらう。津守氏の側に立てば、それなりの、書紀をもとにした住吉三神とそれにまつわる歴史への解釈と認識が存在していたことを認めなくてはならないと考へる。その由来と歴史の正当性を保障するための書紀の引用と、それだけでは果すことのできない津守氏の側の古伝としての由来譚との結合が、『住吉大社神代記』前半の第一の眼目であつたはずである。

三 内容の検討(その2)

三八四行目以下の、住吉大社の神領などの領有のいわれを語る後半部分は、記された項目だけを並べれば次のようになる。

御封寄さし奉る初	(三八四～三九五)
山河寄さし奉る本記	(三九六～四四八)
胆駒神南備山の本記	(四四九～四六一)
長柄船瀬の本記	(四六二～四六八)
豊嶋郡の城辺山	(四六九～四七七)
河辺郡の為奈山	(四七八～四八三)
為奈河・木津河	(四八四～四九九)
荷前二処・幣帛浜等の本縁	(五〇〇～五〇七)
神前・審神浜	(五〇八～五一二)
木小嶋・辛嶋・粟嶋・錦刀嶋を御厨に寄さし奉る本縁	(五一三～五一五)
周芳の沙塵の魚塩地を領す本縁	(五一六～五五二)
播磨国の賀茂郡、椅鹿山の領地田畠	(五五三～五七一)
船木等本記	(五七二～六二一)
明石郡の魚次浜一処	(六二二～六三三)
賀胡郡の阿閉津浜一処	(六三四～六四四)
八神男・八神女供へ奉る本記	(六四五～六五五)
天平盃を奉る本記	(六五六～六六一)
幣奉る時の御歌の本記	(六六二～六九九)
〔長門国豊浦郡、斎宮、その他〕	(六六九～六九九)

右のうち、「周芳の沙塵の魚塩地を領す本縁」「八神男・八神女供

へ奉る本記」の二条は書紀の引用によって記事をなしているが、他はほとんど神代記独自の伝承である。たとえば、「船木等本記」と共に独自の古伝を最もよく伝えていると言われる、「胆駒神南備山の本記」を引用する。

四至(東を限る、……〔省略〕……)

右、山の本記とは、昔、大神の本誓みうけに依り、寄さし奉る所、巻向の玉木宮に御宇しし天皇・樞日宮に御宇しし天皇なり。熊襲国・新羅国・辛嶋を服はしめ賜ひ、長柄泊より胆駒嶺に登り賜ひて宣り賜はく、「我が山の木実・土毛土産等をもて斎祀いづまつらば、天皇が天の下を平らけく守り奉らむ。若し荒振る衆者もろどもあらば、刃に血ぬらずして拳足誅けころしてむ」と宣り賜ふ。大八嶋国の天の下に日神を出し奉るは、船木の遠祖、大田田神なり。此の神の造つくり作れる船二艘(一艘は木作り、一艘は石作り)を以て、後代の験あまのこの為に、胆駒山の長屋墓に石船を、白木坂の三枝墓に木船を納め置く。唐国に大神の通ひ渡り賜ふ時、乎理波足尼命はりのすくねこの山の坂木を以て、迹驚岡とどろきのなかの神を岡に降り坐して斎祀る。時に恩智神、参り坐在す。仍、毎年の春秋に墨江に通ひ参ります。之に因り、猿の往来絶えざるは、此れ其の験なり。

巻向玉木宮御宇天皇(垂仁)は景行(巻向日代宮御宇天皇)の誤りらしく、景行・仲哀両天皇の西征に伴う祈願による大神の「本誓」によって胆駒神南備山の住吉大社への帰属が、大神のことばをもって語られる。そして、それに続く大田田神が「船二艘」を作り日神を乗せて「大八嶋の天の下」に出し奉るといふ伝承は、興味深い。ただ、それがどういふことかは明瞭ではないが、長くて全文を引けない「船木等本記」の冒頭部分に、次のような伝承がある。

右は昔、日神を出し奉る宇麻〔呂〕・鼠緒・弓手等が遠祖大田田命の児、神田田命が日〔神〕を出し奉りて、即ち此の杣山を領すところなり。而して氣息帯長足姫皇后の時、熊襲二国並びに新羅国を誅伐へ征ちたまふ。時に大田田命・神田田命、己が領すところの山の岑の樹を伐り取りて、船三艘を造る。本にて造れる船は皇后並びに大神臣八腹を乗せ、次に中腹の赤にて造れる船は日御子等を乗せ、次に末にて造れる船は御子等並びに大田田命・神田田命を共に乗せて渡り征きます。……

この引用部分の第一文は、先の、日神を船に乗せて出したという伝承と重なるものだろう。しかし、船は、こちらでは神功の西征軍を乗せたと言われている。あるいは、船木氏は造船・航海に関わる氏族で、その始祖を語る本縁譚として、神功らを乗せた栄ある功績を語る神話、あるいは同様に、日神を船に乗せてこの世に引出したという神話を持っていたらしい、と推測される。そして、「胆駒神南備山の本記」によれば、津守氏の祖乎理波足尼が、その航海の安全に對する祭祀を司っているらしいことも想像できるのである。

住吉大社の神主津守氏と船木氏の関係ははっきりしないが、「船木等本記」に引かれた系譜によれば、船木氏と津守氏は同族として結ばれているらしい。但し、この系譜には欠落部分があるらしく、直線的な繋りを認めにくい。同本記によれば、神功皇后の時代に、……大禰宜と奉斎るは汗麻比止内足尼命、又津守の遠祖折羽足尼の子手搓足尼命、又船木の遠祖田田〔根〕足尼命、此の三柱相交はる。……

とあるから、津守氏と船木氏との関係は、住吉大神に関わって密接であったことが知られる。『新撰姓氏録』によれば、天孫・津守宿

禰は「尾張宿禰同祖。火明命八世孫大御日足尼之後也」とあり、船木氏は出てこないが、神武記に記された、「神八井耳命は、〔意富臣、…長狭国造、伊勢の船木直、…等の祖なり〕」とある「伊勢の船木直」がそれであろう。「船木等本記」の系譜に、大田田命の三世孫「伊瀬川比古乃命」が「伊西国の船木に在す」とあり、船木氏は伊勢との関係が深かったらしい。また、同本記には、

……意弥那宜多命の児、意富弥多足尼仕へ奉る（津守宿禰の遠祖なり）。是に於いて、船司・津司に任せ賜ひ、又、処処の船木連を被らせ賜ふ（但波国・栗国・伊勢国・針間国・周芳国）。右の五箇国、爾時より船津の官の名を負ひて仕へ奉る。……

ともあって、津守氏と船木氏の関係の深さ、両氏が造船・航海に関わる一族であったことを強調する記事を見出すことができる。

「胆駒神南備山の本記」の末尾部分の、山から墨江に通うという伝承や「山河寄さし奉る本記」（長くて引用できない）の伝承などをもとに、三谷栄一は、住吉大神の性格について、「航海の守護神というイメージより……むしろカムナビに天降りし、摂津河内の開拓開墾を司った農耕神という感が強く、水田耕作に最も必要な大和・河内の水分を司っていたように思われる」と述べている。⁽¹⁴⁾この説の真偽についてはここで結論を出すことはできないが、航海神としての住吉大神の原像が、あるいは『住吉神代記』の古伝承から探ってゆけるかもしれない、という点は留意しておいてよい。

『住吉神代記』の後半は、先にも触れたように、大社の神領である山や河や田畠などの所在の四至を克明に記録し、その由来を地名起源などによって詳述している。それは坂本太郎も言う如く、「各地にある広大な神領の安堵を求め、将来にわたってかわりないこと

を欲する神社側の主張」であるという(15)ことは間違いない。そして、領有することのいわれを神話的に、大神の顕現や神功の行為に関わり、地名起源などによって語ってゆくというあり方に、大きな興味を覚える。それは、正に風土記の記述態度と軌を一にするものであり(神代記も真偽は別に、風土記と同じく解文である)、内容的にも極めて接近したものだと言える。殊に現存風土記でいえば、なぜか『播磨国風土記』に似通っているという印象をもつ。以下、そうした諸点について、紙幅の許す限りで述べてみたい。

四 内容の検討(その3)

ここでは、まず、摂津国河辺郡にある大社の神領「為奈河・木津河」の本縁を記す伝承(四八四～四九九行)を引用する。

右の河等を領掌しし縁は、上の解に同じ。……〔三行省略〕
……名けて為奈河と号ふ。西の辺に小さき野あり、城辺山の西方に当る。名けて軍野と曰ふ。昔、大神、軍衆を率ゐて土蜘蛛を撃たむが為に御坐しし地なり。因、伊久佐野と号く。河の辺に昔、山直阿我奈賀居りき。因、阿我奈賀川と号く。今、為奈川と謂ふは訛れるなり。大神、霊男神人に現れ賜ひ、宮城造作るべき料の材木を流し運ばんと為行事はしめ賜ふ。時にこの川に居る女神、妻に成らむと欲ふ。亦西方近くにある武庫川に居る女神も、また同じ思を欲き、両女神、寵愛之情をなす。而して為奈川の女神、嫡妻の心を懐きて嫉妬を発し、大石を取りて武庫川の妾神に擲打ち、并にその川の芹草を引取る。故、為奈川に大石なくして芹草生え、武庫川には大石ありて芹草なし。両河一つに流れ合ひて海に注ぐ。神威に依りて、為奈川今

に不浄物を入れず。木津川等を領掌すは此の縁なり。

ここに語られているのは、藤井貞和のことばを借りれば、まさに「コトノモト説話」である(16)。こう語ることによって、これらの川を住吉大神が領掌する「縁」になるのであり、そこに、領有することの神話的な「秩序」が与えられていることになるのだと見ることができる。

引用前半の、伊久佐野・為奈河の地名起源譚は、同様の形態をもつものが本書後半には頻出する。それらは、名前を与えられることで「秩序」が与えられたことを語るわけで、風土記に多い地名起源譚のあり方と同じ意識をもっていると言いうことができる。そして、『住吉神代記』においては、その秩序を与えるのは、言うまでもなく住吉大神である。大神のことばと行為によって土地は秩序化され(名を与えられ)、そう語られることで将来までの「神領の安堵」が確認される、というこの起源譚の構造と、それをそれぞれの土地について語り継いでゆく『住吉神代記』の態度は、まさに古代的な伝承の力、ことばの力をそのまま引きずったものだと言ってよいはずである。その意味でも、本書は、風土記と並べられてよい文献なのではないかと考える。

引用後半の、大神をめぐる二女神の嫉妬を語る部分は、説話として面白い。記紀の嫉妬譚にも結ばれてゆくし、それが大石・芹草のいわれとして語られてゆくのも古代伝承的な趣きをもつものである。今のタブー(「不浄物を入れず」)に結ばれるのも、風土記などに散見する語りぶりである。あるいは、大石について言えば、播磨国風土記、宍粟郡の、

穴師の里 ……伊和の大神、娶讒せむとしましき。その時、此

の神、固く辭びて聴かず。ここに、大神、大く瞋りまして、石を以ちて川の源を塞ぎて、三形の方に流し下したまひき。故、此の川の水少し。

といった伝承を想起するし、女神の怒りについて言えば、同風土記の賀毛郡に、

腹辟の沼 右、腹辟と号くるは、花浪の神の妻、淡海の神、己が夫を追はむとして、此処に到り、遂に怨み瞋りて、妾、刀以ちて腹を辟きて、此の沼に没りき。故、腹辟の沼と号く。其の沼の鮒等、今に五蔵なし。

という伝承を見出すことができる。

宗禾郡の伝承でいえば、男神が石で川を塞ぎ止めるのだし、賀毛郡の場合の女神の「怨み瞋り」は、もう一人の女神への嫉妬とは語られていない。その意味でこの二つの風土記の伝承と神代記の伝承とは、直接的な関連をもつわけでもないし、それを主張しようとも思わない。しかし、両者の、その語られ方は等しいレヴェルに属している。たとえば、今も、川の水が少なく、沼の鮒の五蔵がない、というふうな現在の状態の説明として語るのなど、神代記で、川に芹草のないことはいわれを語るのと同じの、ヘコトノモト説話なのである。

「幣奉る時の御歌の本記」(六六一～六六九行)では、現在も神殿の扉を開閉する際に歌われるという二首の短歌と、その由来が記されている。これら二首は音仮名表記されてはいるが前述の通り、仮名遣に問題があり、それぞれ『拾遺和歌集』『伊勢物語』に類似歌が載せられていて、その古さは保障の限りではないが、軽皇子(いづれの軽皇子かは不明)が奉幣の際に歌った歌に対して、「東の一大殿

より扉を押開きて、大神、美麗貌人に表われたまひ、白き笏を取り、鬨を叩きて」歌を返した、という由来が語られているのは興味を引く。二首の歌を訓み下して掲げると、

神木葉に木綿取り垂でて誰が世にか神の御顔を齋ひ初めけむ
宜まきに君は知らませ神ろぎの久しき世より齋ひ初めてき

であり、そのあり方や内容からみて、神楽歌の本・末の対応を思わせるものである。それが由来譚をもつことで、今は歌だけが伝えられている神楽歌も、本末の二首の歌の結びつきについては、ここで語られているのと同じような、何らかの「いわれ」をもっていたと考えるべきだ、ということをお話してくれるのである。

最後に一つ、書紀引用の多い前半について記すと、仲哀紀を引いて、大神の託宣を信じない仲哀天皇の死を記した直後に、次のような興味深い、神代記独自の伝承を載せている(一八〇行目)。

是に皇后、大神と密事あり(俗に夫婦の密事を通はずと曰ふ)。

住吉大神と神功皇后とが通じたというのである。坂本太郎はこれを「いかにも低劣」で、わかりきった分注まで付す「あくどきは、いよいよもって感心できない」と言い、岡田精司は、皇后は「姫神」を神功皇后に付会したために混同したもので、本来は住吉の神と姫神(巫女神)との「聖婚を伝えるもの」であると見て興味を示している。(19)

ホムダワケ(応神天皇)の父は、記紀の系譜では確かに仲哀天皇である。しかし、河内(仁徳)王朝の始祖として応神の位置を考えるならば、彼は、巫女としての母(息長帯比売)が胎んだ、へ神の子と語られるのが、原型的な神話としては最もふさわしい。ひょっとしたら、正統的史学者坂本太郎に忌み嫌われたこの記事は、そうした原型的な神話の痕跡を持ち伝えていると考えられるかもしれ

れないのである。

以上、まとまりなく、気づいたことのいくつかを紙幅の許す範囲で並べてみた。『住吉大社神代記』は、その成立が天平三年ではなく、平安初期から中期頃のものであることを前提としても、記載された伝承のいくつかは、古代の神話・伝承を考えてゆく場合に見過ぎすことのできない重要な問題を抱えている、ということはある。伝承の問題として、今後検討すべき事柄は多いのである。

〈注〉

- 1 栗田寛「住吉大社神代記考証」(M31・4、『統日本古典全集』、『栗里先生雑著』一) (S55・4、現代思潮社刊) 所収)
- 2 武田祐吉「住吉大社神代記に就いて」(『国史学』第13号、S7・11、その後『国文学研究・神祇文学篇』に収める。引用は、『武田祐吉著作集』第一巻) (S48・6、角川書店刊) による)
- 3 田中卓「住吉大社神代記」(S26・10、住吉大社神代記刊行会) (大社内) から、限定三百部で発行)
- 4 田中卓「住吉大社史」上巻 (S38・7、住吉大社奉賛会) (大社内) から発行)
- 5 西宮一民「仮名遣を通して見たる住吉大社神代記」(『万葉』第63号、S42・4、引用は「住吉大社神代記の仮名遣」と改題され『日本上代の文章と表記』) (S45・2、風間書房刊) に収められたものによる)
- 6 坂本太郎「住吉大社神代記について」(『国史学』第89号、S47・12、国学院大学国史学会発行)
- 7 岡田精司は、「末尾の『延暦八年八月廿七日』という日附より以前に成立したことは、ほぼ誤りないであろう」(『古代王権の祭祀と神話』九三頁) と言うが、この日附を成立の根拠にはできないようである。
- 8 神代記の行数は、田中卓が写真版原本(注3同書、所収)に附したものを使用する。
- 9 神代記の引用は、以下すべて、『住吉大社史』上巻(注4参照)の、田中卓の訓下し本文による。なお、神代記の原文は、右に掲げたもの以外では、小野田光雄「新訂住吉大社神代記」(『神道及び神道史』第18号、S47・7、国学院大学神道史学会発行)や、『平安遺文』古文書編、改訂版第三・四巻付録(S38・2、4、東京堂刊)、などにも収められている。
- 10 坂本太郎、注6同論文
- 11 坂本太郎、注6同論文
- 12 左伯有清「新撰姓氏録の研究」本文篇(S37・7、吉川弘文館刊)、二五六頁
- 13 神武記の神八井耳命に繋がる「長狭国造」は記伝以来、安房国と考えられているようだが、あるいは、先に引用した神功紀や住吉神代記に記された「大津淳中倉之長峽(大御榮大津淳中倉長岡峽国)」の「長峽」という地名と関わるのではないか。そうだとすれば、神武記で並べられた「長狭国造」と「伊勢の船木直」は、ここで登場する津守・船木両氏のことと考えられ、その関係の深さが確かめられる。
- 14 三谷栄一「住吉大神の性格」(『古事記成立の研究』) (S55・7、有精堂刊) 所収) この点は西本泰「住吉大社」(S52・5、学生社刊)第5章「住吉大社神代記」でも触れている。
- 15 坂本太郎、注6同論文
- 16 藤井貞和「コトノモトノ消長——物語の源流考——」(『国語と国文学』53巻8号、S51・8)
- 17 田中卓、注3同書、一四九頁
- 18 坂本太郎、注6同論文
- 19 岡田精司「右代王権と太陽神」(『古代王権の祭祀と神話』) (S45・4、塙書房刊) 三八一頁)

〔追記〕 本稿を書くに際して、資料の入手について高橋六二氏から、多大の御協力を得た。心からの感謝を。

〔一九八一・十・十一稿〕